

就学援助ご希望の保護者のみなさまへ

雫石町教育委員会

令和7年度 就学援助対象者の学校給食費の納入方法について

日頃より、皆様には町行政に対し、ご理解・ご協力誠にありがとうございます。

就学援助の認定を受けた児童生徒の学校給食費は、就学援助費から全額支給されます。
つきましては、就学援助の認定を受けた児童生徒の学校給食費は、原則「直接納付」といたしますので、下記の「学校給食費直接納付同意書」を学校へご提出ください。
ご不明な点等ございましたら、各学校の事務担当、または雫石町教育委員会までお問い合わせください。

★直接納付とは・・・

- ・就学援助費のうち、学校給食費分を就学援助事務担当で直接町に納入し、給食費以外の援助費を保護者口座へ入金する方法です。
- ☆銀行口座の残高を気にする必要がなく、給食費滞納の心配がありません。



【担当】
雫石町教育委員会
学校教育課 学務総務係
TEL 692-6485
FAX 692-1311

切 り 取 り

学校給食費直接納付同意書

令和 7 年 月 日

私は、令和7年度の就学援助対象者として認定された場合、就学援助費として支給される学校給食費を直接納付することに

※ どちらかに○をつけてください。

() 同意します。 () 同意しません。

「同意しません」に○をつけた場合、給食費は通常通り口座振替となります。

_____	学校	第_____	学年	児童生徒名	_____
_____	学校	第_____	学年	児童生徒名	_____
_____	学校	第_____	学年	児童生徒名	_____
_____	学校	第_____	学年	児童生徒名	_____

保護者氏名

㊞